

計 画 期 間

令和8年度～令和12年度

愛媛県酪農・肉用牛生産近代化計画書 (案)

令和8年 月

愛 媛 県

目 次

I	酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針	2
II	生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標	
1	生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標	7
2	肉用牛の飼養頭数の目標	7
III	近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標	
1	酪農経営方式	8
2	肉用牛経営方式	9
IV	乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項	
1	乳牛	11
2	肉用牛	12
V	飼料の自給度の向上に関する事項	13
VI	集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項	
1	集送乳の合理化	14
2	乳業の合理化等	14
3	肉用牛及び牛肉の流通の合理化	14
VII	その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項	15

Ⅰ 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

1 担い手の確保、経営力の向上

本県の酪農・肉用牛の農家戸数は、ここ10年間でそれぞれ45.2%、39.1%、減少しており、今後も戸数の減少と農家の高齢化は不可避である。特に、酪農については、他の畜種と比較しても離農の増加スピードが一段と速く、生産基盤の脆弱化が懸念されている。

酪農・肉用牛の戸数減少を最小限に食い止めるためには、機会を捉えて魅力ある業としての発信や国・県の各種支援策についての周知を積極的に行うことで、後継者や外部からの参入者等の新規就農者を増やす「攻め」の対策だけでなく、既存の農家に対して施設の補改修や家畜導入等の持続的な経営のための支援を行う「守り」の対策との両輪による、きめ細やかな幅広い対応が求められる。

また、就職を予定している若年層に就職先として選択肢に入れてもらうためには、安定した所得を確保できることや畜産業の魅力を理解してもらうことが肝要である。飼養管理の高度化・効率化に欠かせないスマート農業技術を積極的に活用することで、生産性の向上、経営力の強化に繋げて所得確保に努め、職業としての畜産業のアピールを行う。

2 労働力不足への対応

全国的な高齢化の傾向は本県の畜産分野でも例外ではなく、労働人口の更なる減少が懸念されている中、家族経営が大宗を占める本県の酪農及び肉用牛経営においては、1経営体あたりの労働力が限られていることから、外部支援組織やスマート農業技術の活用等により、省力化・効率化を図ることが安定的な畜産経営に不可欠である。

また、多くの業種において人手不足の傾向が継続しており、外国人材等の多様な労働力の確保がますます重要となっている。

(1) 外部支援組織の活用

家畜の育成期間の飼養管理を請け負う公共牧場、飼料生産・収穫作業等を担うコントラクター、傷病時等の作業を代替するヘルパー組合、子牛の哺育、育成を集約的に行うキャトルステーション等の外部支援組織は、労働力が限定的である家族経営体にとって必要不可欠な組織である。

特に酪農ヘルパーは本県の酪農経営の約9割が利用しており、計画的な休日の確保や傷病時の対応など、経営の一部として必須の存在となっている。また、一部地域では、肉用牛経営が利用できるヘルパー組合も発足して活発に活動を進めるなど、畜産業全体の「働き方改革」を推進する上で、ヘルパー組合の安定的な運営が今後の重要な課題となっている。組合の雇用条件や職場環境の整備により要員確保・定着を強化するとともに、活用の推進や技術研修の充実等の取組みを実施する。

(2) スマート農業技術を活用した省力化・効率化

労働力不足が深刻化する中、スマート農業技術の利用により、限られた労働力の有効活用が可能となる。自動給餌機、搾乳・哺乳ロボット、発情発見・分娩監視装置等、全国的な活用事例の増加によりノウハウの集約が容易となっているため、導入の心理的ハードルは大きく下がっている。

これらのICT機器は、単なる省力化のみならず、データの数値化・見える化により農場の課題や問題点を抽出して経営改善に繋げることで生産性の向上も期待できるため、補助事業の活用もあわせて積極的な導入を推進する。

(3) 多様な労働力の確保

全国的な人手不足により、既に貴重な労働力となっている技能実習生及び特定技能外国人等の外国人材の活用が今後ますます重要となってくる。外国人材の活用ではしばしば定着率の低下が

課題にあげられるが、その原因の多くは言語や文化の違いによるコミュニケーション不足によるものと考えられる。日本語教育の実施や多言語マニュアルの作成等により、言語の障壁を可能な限り取り払い、就労時間以外の日常生活にも配慮することで安心して働ける畜産現場づくりを推進する。また、定期的な面談の実施や農場全体で行う余暇活動等への参加により、就労者の悩みや不安に寄り添う環境を作っておくことも就労定着の大きなプラス要因となるため積極的に推進する。

3 家畜衛生対策の充実・強化

口蹄疫等の家畜の伝染性疾病は、酪農及び肉用牛生産のみならず、地域経済、更には輸出にも甚大な影響を及ぼしかねない。特に、2023年に国内で初めて確認されたランピースキン病は、生産性に多大な影響を及ぼす疾病として予防対策が不可欠である。また、乳房炎等の一般疾病は、生産性の低下につながることから、その対策は経営改善のためにも重要な課題である。さらに、飼養衛生管理の向上は抗菌剤の使用機会の低減にも繋がり、薬剤耐性菌の出現を抑制する上でも重要な要素である。

(1) 水際検疫の徹底

水際検疫について、国や関係機関と連携し、港や空港等での広報の実施、靴底消毒の強化など対応の厳格化を図る。

(2) 防疫の徹底

県内の防疫について、「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「的確・迅速なまん延防止措置」の要点を踏まえた対応が図られるよう、

ア 予防措置の実施及び発生時に備えた準備

イ 市町等の協力を得ながら、飼養衛生管理基準の遵守のための指導、発生時の円滑・迅速な防疫対応のための準備の徹底等

ウ 生産者等に対して飼養衛生管理基準の遵守を基本とした日々の衛生管理の徹底や異状確認時の早期通報等の指導を行う。

また、国内に浸潤している慢性疾病についても、生産者においては、飼養衛生管理基準の遵守等に取り組み、と畜場や飼料業者等の関連事業者を含む地域において、自衛防疫を中心とした地域的な防疫対応を強化し、発生予防及びまん延防止に取り組む。

4 安全確保の取組の推進

(1) 持続可能性に配慮した生産工程管理の推進

SDGs[※]の理念の普及により、様々な分野で持続可能性を考慮した対応が求められるようになっていく。GAPやHACCPは持続可能性に配慮した生産工程管理であり、食品安全や衛生管理の向上だけでなく、生産性の向上や従事者の意識向上にも寄与するなど、多方面でメリットのある取組である。

消費者に安全な畜産物を安定供給するため、これらの取組を進める畜産関係者への支援を積極的に実施することで普及・定着を図り、認証取得等をより一層推進する。

※SDGs・・・Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年の国連サミットで採択された、誰一人取り残さない持続可能でより良い世界を実現するために、2030年までに達成すべき17の目標と169のターゲットから構成される国際的な共通目標。

(2) 製造・加工段階での衛生管理の高度化

令和3年6月1日に「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）」に完全施行され、乳業工場や食肉処理場など原則全ての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理に取り組むこととなった。

特に施設の老朽化が進む中、消費者に安全な牛乳・乳製品や食肉を供給するとともに、輸出促進を図る上で輸出先国の求める衛生管理基準を満たすため、乳業者や食肉事業者は、施設の衛生水準の高度化を図ることが必要である。

(3) 薬剤耐性対策の徹底

抗菌剤は、家畜の健康を守り、安全な食品の安定的な生産を確保する上で重要な資材であるが、その使用により薬剤耐性菌による人の医療や獣医療への悪影響のリスクも常に存在する。

県では、国が令和5年4月に閣議決定した薬剤耐性対策アクションプラン（2023-2027）において設定した削減目標の達成に向け、関係機関と一体となり、飼養衛生管理の向上等による抗菌剤の慎重使用の取組を推進する。

(4) 飼料・飼料添加物に係る安全確保

飼料・飼料添加物については、長引く飼料高騰等に起因する生産コスト低減の動きに伴い、飼料の調達先の多様化が進んでいる中で、安全な畜産物供給を確保する上でのリスク要因が多様化している。

このため、国が行う基準値の設定・見直しの情報を的確に把握するとともに、飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン*に基づく安全確保を引き続き推進する。

※GMPガイドライン・・・GMP（Good Manufacturing Practice）ガイドラインのことで、飼料の安全確保のため、市場を流通する飼料等を取り扱う全ての事業者が、飼料等の輸入、製造、販売、輸送、保管等の各段階において自ら取組むべき基本的な事項を指針として示したもの。

(5) 動物用医薬品に係る安全確保

家畜疾病のコントロールに必要不可欠な資材である動物用医薬品は、安全で効果の高い製品を生産現場へ迅速に供給することが重要である。また、消費者への安全な畜産物供給のため、動物用医薬品の適正使用を指導するとともに、薬事監視員による監視指導を的確に実施する。

5 アニマルウェルフェアの推進

アニマルウェルフェア（以下「AW」という。）は、適正な飼養管理を行うことで家畜のストレスや疾病を減少させ、家畜の本来持つ能力を発揮させる基本的かつ重要な取組である。国は、畜産物の輸出拡大やSDGs への対応等の国際的な動向を踏まえ、AW の水準を国際水準とすべく、令和5年7月に国際基準に沿ったAW に関する飼養管理指針を発出したところ。

本県の特徴的な取組みとしては、令和6年度に酪農主産地の若手農業者を中心にAW推進の取組が行われ、『乳牛のストレスを軽減することが生産性の向上や安心安全な生乳生産に繋がる』との認識の下、国が提唱する「5つの自由」に継続して取り組むことを宣言した。

こうした先進的な地域の取り組みの普及・啓発を進め、畜産農家に対しては生産性向上等の直接的な農家メリットをアピールすることで推進を図るとともに、消費者等に対しては、畜産分野での持続可能な畜産物生産の取組を情報発信して理解醸成に努めることで、県下全域にAW推進の機運を高めていく必要がある。

6 環境と調和のとれた畜産経営

酪農及び肉用牛生産の持続的な発展のためには、家畜排せつ物や排水を適正に管理して環境に配慮した経営を行うことが重要である。近年は、生産資材価格の高騰により、耕種農家の堆肥利用需要が高まっていることから、耕畜連携による畜産農家とのマッチングによって、適正な処理により生

産された良質な堆肥の地域循環を進める好機と言える。耕畜連携を円滑に進めるためには、耕種農家のニーズに合った堆肥を生産するだけでなく、高齢化により散布の労力が不足している農家へのフォローや、地域間の需給ギャップを解消するための広域流通に向けたペレット化等をあわせて推進することが重要である。

排せつ物処理や堆肥散布作業の労力を軽減するため、地域の堆肥センターや公共牧場、コントラクター等の外部支援組織の活用も重要である。堆肥センターは、地域内の堆肥化作業を効率的に実施できる公共的役割を担っているため、施設の老朽化や人員不足等の諸課題について、持続的な運営が可能となる体制づくりを検討する必要がある。また、公共牧場での放牧は、飼養管理や堆肥化を省力化できるだけでなく、家畜の足腰強化による生産性の向上やAWの理念にも通ずる飼養形態であり、持続的な畜産経営の基盤構築に重要な役割を果たすことが可能であるため、積極的に推進していく。

7 自然災害に強い畜産経営の確立

近年、台風や大雨・大雪、地震等、災害級の気象状況が頻発しており、酪農及び肉用牛生産においても、その被害を最小限に止めるための備えの重要性が高まっている。

本県においては、平成30年に発生した西日本豪雨の経験以降、事業の活用等による非常用電源の整備や飼料等の備蓄、家畜共済等への加入など、各経営で必要な備えを再確認したところ。

これらに加え、災害への備えは日頃からの準備が効果的であることから、国が作成した「農業版BCP（事業継続計画）」等を活用して、地域内外で非常用電源等を融通する計画の作成や、災害発生時においても事業を継続できる体制を構築することが重要である。

県及び関係機関においても、災害等の速やかな情報収集や対応策検討のための連絡体制を整備し、経営継続に必要な支援を行うとともに、人命と安全確保を最優先として、畜産経営においては特に重要な、

- ・耐震性診断と必要な補強などの牛舎・施設の倒壊や機材破損対策
- ・自家発電機の準備などの停電対策
- ・貯留タンクの準備などの断水対策

を推進する。

8 暑熱対策の推進

近年は気候変動により家畜に悪影響を及ぼす高温期間が長期化しており、生産性の向上はもとより、能力に応じた基本的生産性を担保するためにも、暑熱対策は必須の技術となっている。

本県においては、家畜衛生だよりや巡回指導の機会を捉えて、畜舎の遮光・断熱や送風と細霧を組み合わせた冷却など畜舎環境面からの対策や、良質で十分な粗飼料や清潔で冷たい水など給与面での対策など、効果的な暑熱対策を広く周知するとともに、必要に応じて個別指導を実施する。

また、飼料作物栽培においては、気温の上昇等の気候変動を踏まえた品種の選択に加え、これまでの慣例に囚われない播種や収穫期の柔軟な変更などもあわせて指導することで、国産飼料の生産量維持・拡大に努めるものとする。

9 経営安定対策等の着実な運用

長期的な飼料や各種資材価格の高騰を背景として、酪農及び肉用牛生産において、経営安定対策の重要性はますます高まっている。特に、中小規模の家族経営を主体とする本県において、長引く飼料高騰は農家の大きな負担となり、経営継続の阻害要因になりうる。

このような中で、配合飼料価格安定制度をはじめとする各種経営安定対策を適切に運用することは、農家経営の下支えとしての機能にとどまらず、新規就農を志す農家にとってもセーフティネッ

トの機能として心強いサポートとなる。

今後もこれら経営安定対策を適切に運用することで、本県畜産業の生産基盤を担う農家が安心して経営を継続できるよう支援していく。

10 消費者の理解醸成等

酪農及び肉用牛生産は、人が利用できない牧草等から良質なたんぱく源となる畜産物を生産しているだけでなく、飼料生産と農地への堆肥還元により地域資源循環の一翼を担っており、その多面的な機能を消費者等に伝えることで、畜産業の意義を広く理解してもらうことが重要である。

また、昨今の各種資材価格の高騰による生産コストの上昇分を踏まえた適正な価格形成については、価格の見直し後に消費が縮小することのないよう、価格見直し過程の透明化を消費者へ積極的に推進することが肝要である。

近年は、デジタル化の急速な発達によりSNSでの情報発信も当たり前の時代となった。若い世代への訴求にはこれらのオンラインでの発信は一定の効果が期待できる一方で、これまで取り組んできた対面での食育教室や各種イベント等は、顔の見える交流として一層その重要性が高まっていくと考えられる。

安定的な畜産物の供給という社会的意義を消費者等にわかりやすく伝えた上で、環境負荷低減や水田の保全、農村の景観保持など、持続性に配慮した畜産物生産を担う生産者の努力をあわせて丁寧に伝えることで、関係者の理解醸成を推進する。

Ⅱ 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の 範 囲	現在（令和5年度）					目標（令和12年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり 年間搾乳量	生 乳 生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり 年間搾乳量	生 乳 生産量
県下 全域	同左	頭 4,500	頭 3,440	頭 3,140	kg 9,080	t 28,501	頭 4,180	頭 3,170	頭 2,820	kg 9,600	t 27,000

- （注） 1. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量。
2. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の 範 囲	現在（令和5年度）								目標（令和12年度）							
		肉用牛 総頭数	肉専用種				乳用種			肉用牛総 頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
県下 全域	同左	頭 9,910	頭 1,670	頭 3,300	頭 690	頭 5,660	頭 960	頭 3,290	頭 4,250	頭 9,560	頭 1,670	頭 3,300	頭 690	頭 5,660	頭 900	頭 3,000	頭 3,900

- （注） 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。
2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。
3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

Ⅲ 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式

単一経営

経営モデル	経営概要				
	経営形態	飼養形態			
		経産牛頭数	飼養方式	外部化 ※飼養管理におけるもの	給与方式 放牧利用 (放牧地面積)
		頭			(ha)
飼料生産組織の活用により国産飼料を確保し、家族労働力を中心に経営資源に見合った頭数規模で安定した所得を確保する家族経営	家族	経産牛 50 頭	つなぎ パイプライン	公共牧場（育成） 酪農ヘルパー	分離給与 －
飼料生産組織の活用や耕畜連携により国産飼料を確保し、搾乳ロボット等の省力化技術や発情発見・分娩監視装置等のスマート農業技術により労働時間を削減し、少ない農業従事者数で安定した所得を確保する法人経営	法人	経産牛 100 頭	フリーストール 搾乳ロボット	公共牧場（育成）	分離給与 －

生産性指標														備考
牛		飼料						人						
経産牛1頭 当たり乳量	更新産次	作付け体系 及び単収	作付延べ面積 ※放牧利用を含む	外部化 ※飼料生産に おけるもの	購入国産飼料 (種類)	飼料自給率 (国産飼料)	粗飼料 給与率	生産コスト		労働	経営			
								生乳1kg当たり費用合計	経産牛1頭当たり 飼養労働時間	総労働時間 (主たる従事者)	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者 1人当たり所得
kg	産	kg	ha			%	%	円 (%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円
9,600	3.7	とうもろこし 6,260kg/10a	10	コントラ クター	稲WCS	57	60	122	100	5,005 (2,000hr×1人)	6,799	6,031	768	530
9,600	3.7	とうもろこし 6,260kg/10a	16	コントラ クター	稲WCS	57	60	128	64	6,366 (2,000hr×1人)	13,528	12,621	907	687

(注) 「人」について、「労働」は、「総労働時間/経産牛頭数」により経産牛1頭あたり飼養労働時間(飼料生産にかかる労働時間も含む)を算出。

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

経営モデル	経営概要					
	経営形態	飼養形態				
		飼養頭数	飼養方式	外部化 ※飼養管理におけるもの	給与方式	放牧利用 (放牧地面積)
		頭				(ha)
適切な規模での効率的な飼養管理を図る家族経営	家族	30	繋ぎ	－	分離	－

生産性指標																	備考
牛				飼料						人							
分娩 間隔	初産 月齢	出荷 月齢	出荷時 体重	作付体系 及び 単収	作付延べ面積 ※放牧利用を含む	外部化 ※飼料生産 におけるもの	購入国産 飼料 (種類)	飼料自給率 (国産飼料)	粗飼料 給与率	生産コスト	労働	経営					
										子牛1頭当たり 費用合計	子牛1頭当たり 飼養労働時間	総労働時間 (主たる従事者)	粗収入	経営費	農業 所得	主たる従事者 1人当たり所得	
ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	ha			%	%	千円 (%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	
12.5	25.3	8	280	－	－	コントラ クター	牧草 稲 WCS 稲わら	55	72	458	69	2,000 (2,000hr/1人)	1,740	1,330	410	410	

(注) 「人」について、「労働」は、「総労働時間/経産牛頭数」により経産牛1頭あたり飼養労働時間(飼料生産にかかる労働時間も含む)を算出。

(2) 肉用牛（肥育・一貫）経営

経営モデル	経営概要					
	経営形態	飼養形態				
		飼養頭数	飼養方式	外部化 ※飼養管理におけるもの	給与方式	放牧利用 (放牧地面積)
		頭				(ha)
繁殖・肥育一貫化による素畜費の低減等を図る家族経営	家族	肉専用種一貫 繁殖 25、肥育 53	群飼	－	分離	－
国産飼料の活用や肥育成績などのデータを活用した経営改善により生産性の向上等を図る家族経営	家族	肉専用種 肥育 125	群飼	－	分離	－
肥育期間の短縮により生産性の向上等を図る家族経営	家族	交雑種肥育 肥育 300	群飼	－	分離	－

生産性指標																	備考
牛					飼料						人						
肥育 開始時 月齢	出荷 月齢	肥育 期間	出荷時 体重	1日当たり 増体量	作付体系 及び 単収	作付延べ面積 ※放牧利用を 含む	外部化 ※飼料生産に おけるもの	購入国産 飼料 (種類)	飼料自給率 (国産飼料)	粗飼料給与率	生産コスト	労働	経営				
											肥育牛1頭当たり 費用合計	肥育牛1頭当たり 飼養労働時間	総労働時間 (主たる従事者)	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者 1人当たり所得
ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	ha			%	%	千円 (%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円
7	26	19	775	0.86	牧草 5,165 kg/10a	3.8	コントラ クター	稲 WCS 稲わら コフイ [※]	22	33	1,030	56	4,392 (2,000h r ×1 人)	3,285	2,575	711	551
8	27	19	775	0.86	牧草 5,165 kg/10a	2.2	コントラ クター	稲わら コフイ [※]	21	18	731	38	4,695 (2,000h r ×1 人)	10,210	9,402	808	634
7	24	17	835	1.05	牧草 5,165 kg/10a	6.0	コントラ クター	稲わら コフイ [※]	18	17	698	31	9,408 (2,000h r ×1 人)	13,470	12,380	1,090	704

- (注) 1. 「人」について、「労働」は、「総労働時間/経産牛頭数」により経産牛1頭あたり飼養労働時間(飼料生産にかかる労働時間も含む)を算出。
2. 「肥育牛1頭当たりの費用合計」には、もと畜費は含めない。

Ⅳ 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 区域別乳牛飼養構造

区 域 名		①総農家戸数	②飼養農家戸数	②/①	乳牛頭数		1戸当たり 平均飼養頭数③/②
					③総数	④うち成牛頭数	
県下全域	現在	戸 21,734	戸 78 (0)	% 0.36	頭 4,500	頭 3,440	頭 57.7
	目標		戸 55 (0)		頭 4,180	頭 3,170	頭 76.0

(注)「飼養農家戸数」欄の()には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入。

(2) (1)の乳牛の飼養規模の拡大に関する措置

- 事業等を活用した ICT 機器等の導入を推進するとともに、生産現場への技術普及により、効率的な生産による労働力や生産コストの削減を図る。
- 本県における酪農生産基盤において、中小規模の家族経営が担う役割は重要であることから、経営資源に見合った生産性向上及び規模拡大に資する技術導入を支援する。
- 公共牧場や外部支援組織（コントラクターや酪農ヘルパー組織等）等の活用など、地域関係機関と連携した、分業化・省力化体制の確立の支援を行うことで、規模拡大に伴う労働力不足を解消する。
- 生産能力の向上を図るため、牛群検定や ICT 機器等を通じて得られるデータ、ゲノミック評価を活用した家畜改良や、公共牧場を通じた育成を推進することにより、高能力な後継牛を安定的に確保し、計画的な乳牛の更新により高能力牛群の整備を図る。
- 平均除籍産次数が低下傾向で推移していることを踏まえ、遺伝的に優れた精液の活用等、長命連産性に優れた牛群への改良を推進するとともに、牛舎内飼養環境の改善や適切な飼養管理による事故率の低減や繁殖成績の向上を通じて、生涯生産性を高め、生産コストの削減を図る。
- 酪農ヘルパーの要員確保等を強化し酪農ヘルパー組織の機能強化を図ることで、酪農生産の「働き方改革」を促進する。
- 飼養規模拡大には、飼料自給率の向上が不可欠であるため、自給飼料やエコフィードの利用拡大を図る。
- 生産者や地域関係団体等が連携して、食育教室等の体験活動やイベント等の消費拡大活動のほか、地域への貢献、地域活動への参画を通じて、生産現場や畜産物の理解醸成及び需要拡大の取組を推進する。

2 肉用牛

(1) 区域別肉用牛飼養構造

	区域名		① 総農家数	② 飼養農家戸数	②/①	肉用牛飼養頭数							
						総数	肉専用種				乳用種等		
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
			戸	戸	%	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
肉専用種 繁殖経営	県下 全域	現在 (R5)	21,734	79	0.26	1,640	1,640	950	0	690			
		目標 (R12)		45		1,640	1,640	950	0	690			
肉専用種 肥育経営	県下 全域	現在 (R5)	21,734	45 (24)	0.15	4,020	4,020	720 (720)	3,300 (1,850)				
		目標 (R12)		32 (19)		4,020	4,020	720 (720)	3,300 (1,850)				
乳用種・ 交雑種 肥育経営	県下 全域	現在 (R5)	21,734	9	0.15	4,250		()	()		4,250	960	3,290
		目標 (R12)		8		3,900		()	()		3,900	900	3,000

(注) () 内には、一貫経営に係る分(肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営)について内数を記入。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大に関する措置

- 必要となる施設整備や機械・家畜の導入等について、畜産クラスターなどの支援体制を活用しながら地域が一体となった生産者の取組みを支援する。
- 本県における肉用牛生産基盤において、中小規模の家族経営が担う役割は重要であることから、経営資源に見合った生産性向上及び規模拡大に資する技術導入を支援する。
- 肥育期間の短縮による早期出荷を推進するとともに、生産基盤の安定化と早期出荷につながる繁殖から肥育までの一貫経営化を推進する。併せて一貫経営への切り替えに必要な施設整備への支援や技術指導を行う。
- 労働負担軽減及び作業効率向上等のため、スマート技術（発情発見装置や分娩監視装置等）の活用や外部支援組織（コントラクターやキャトルステーション、肉用牛ヘルパー組織等）の活用、耕畜連携の推進、公共牧場の利用等による放牧活用を促進する。
- 飼養規模の拡大には、肉用牛のブランド化による収益力向上が不可欠であることから、消費者ニーズに対応した本県ブランド牛愛媛あかね和牛の普及を推進する。
- 性選別精液や受精卵移植技術の活用により効率的な肉用牛生産を図るとともに、ゲノミック評価等を活用し優良雌牛の選抜や繁殖牛群の適切な更新を行い生産能力の向上を図る。
- 和牛の持続的な生産基盤維持のため、和牛遺伝資源の適切な流通管理の徹底や知的財産的価値の保護強化に取り組む。
- 飼養規模拡大には、飼料自給率の向上が不可欠であるため、肉用牛に必須となる国産稲わらを始めとする自給飼料やエコフィードの利用拡大を図る。

V 飼料の自給度の向上に関する事項

1 飼料作物の作付面積等の目標

	現在（令和 5 年度）	目標（令和 12 年度）
飼料作物の作付面積	1,845ha	1,794ha
飼料作物の生産量	11,722TDN トン	13,110TDN トン

2 具体的措置

【①地域の実情に応じた飼料作物の作付拡大】

- 高栄養作物（青刈りとうもろこし、牧草、ソルガム等）においては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた作付体系の見直しを推進することで、作付面積の拡大を図る。また、本県が選定している奨励品種や優良品種の活用による単収の向上と収量の安定化を目指す。
- 飼料用稲においては、関係機関と連携し、耕種農家とのマッチングを推進するとともに、作付面積の拡大を図る。また、多収品種や稲 WCS 専用品種の活用による単収の向上と収量の安定化を目指す。

【②飼料生産組織の運営強化】

- 飼料生産組織（コントラクターを含む）においては、関係機関と連携し、飼料生産・収穫作業等の省力化及び高効率化により受託面積の拡大を図るとともに、組織の経営高度化及び生産技術についての支援を行う。また、地域の実情に応じて事業等を活用した機械整備等を図る。

【③輸入とうもろこしの代替となる地域の飼料資源等の活用】

- 飼料用米においては、令和 9 年度から根本的に見直される水田政策の動向を注視しながら、引き続き、関係機関と連携し、耕種農家とのマッチングを推進する。また、多収品種の活用による単収の向上と収量の安定化を目指す。
- エコフィードにおいては、飼料製造業者や飼料販売業者とのマッチングを図り、食品製造副産物等の未利用資源の有効活用及び飼料安全法に基づく適正な飼料利用を推進することで、積極的な資源循環型畜産の実現を目指す。

【④放牧の更なる活用や公共牧場の有効活用の推進】

- 関係機関と連携し、公共牧場における草地基盤の維持向上や飼養管理者への指導等の支援を行うことで、預託頭数の増加による公共牧場の利用率向上を図る。また、地域の実情に応じて、遊休農地等を活用した放牧を支援し、飼料費の低減等を図る。

VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

四国生乳販売農業協同組合連合会は、四国内外での生乳の有利販売のための貯乳施設の再編整備に取り組み、集送乳に係る生乳流通コストの低減を図っている。

しかしながら、本県の酪農家は県下全域に点在しており、中山間地における狭小な侵入経路に阻まれ小型のタンクローリーしか使用できない地域が多いことや、乳業工場の再編等に伴う集乳及び送乳距離の拡大により、集送乳の効率化が進展しにくい状況である。

今後は、生産者の収益性向上を図るため、酪農協・連合会組織の更なる再編整備を促すとともに、集送乳の効率化を推進する。

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化

本県の乳業工場は、消費地である松山市周辺の1工場に再編・集約されているところであり、今後は、全国動向との整合性を図りつつ、更なる低コスト生産と稼働率の向上に取り組む。

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 肉用牛の流通合理化

ア 家畜市場の現状

県内の肉用子牛の取引については、臨時市場によってのみ実施されている。

イ 具体的取組

家畜市場の持つ家畜の公正な取引及び適正な価格形成を確保する場としての機能をより十分に発揮させるため、肉用牛流通関係者の主体的な取組みを基本とし、関係機関等の一体的な協力支援の下、臨時市場の常設化の可能性を模索する。

また、性選別技術・受精卵移植技術の活用継続及び肉用牛繁殖・肥育経営の一貫化等による子牛の生産・流通状況の変化が見込まれることから、酪農から生産される和子牛や交雑種等の初生牛等についても適正な価格形成機能を発揮するなど生産・流通構造の変化への対応についても模索する。

(2) 牛肉の流通の合理化

ア 食肉処理加工施設の現状

名称	設置者	設置年月日	年間稼働日数	と畜能力 1日当たり		と畜実績 1日当たり		稼働率 ②/①	部分肉処理能力 1日当たり		部分肉処理実績 計		稼働率 ④/③
				①	うち牛	②	うち牛		③	うち牛	④	うち牛	
JAえひめアイパックス(株)	JAえひめアイパックス(株)	S54.3.31	246	960	-	747	-	77.8	900	-	695	-	77.2

(注) 1.頭数は、豚換算(牛1頭=豚4頭)で記載。「うち牛」についても同じ。

イ 食肉処理施設の施設整備目標

県内唯一の食肉処理施設であるJAえひめアイパックス株式会社の効率的な運営を図るため、関係機関等の一体的な協力支援の下、食肉の製造・加工段階におけるHACCP等による衛生管理や品質の向上を図るとともに、適切な輸出計画に基づく輸出認証の取得にも配慮しつつ、施設の整備更新に向けた検討を進める。

ウ 肉用牛(肥育牛)の出荷先

区域名	区 分	現在（令和 5 年度）				目標（令和 12 年度）			
		出荷頭数 ①	出荷先		② / ①	出荷頭数 ①	出荷先		② / ①
			県内②	県外			県内②	県外	
県内 全域	肉専用種	頭 1,869	頭 1,138	頭 731	% 61	頭 2,100	頭 1,300	頭 800	% 62
	乳用種	1,362	927	435	68	1,000	700	300	70
	交雑種	1,633	663	970	41	2,100	900	1,200	43

エ 具体的取組

県内唯一の食肉加工施設であるJAえひめアイパックス株式会社においては、ISO22000を取得し、衛生管理の徹底を図るとともに、平成30年10月には豚肉の香港輸出認証を取得し、県産畜産物の海外展開に向けた食肉処理加工の体制構築を図っている。

Ⅶ その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

計画期間内に重点的に取り組む事項

(担い手の確保、経営力の向上)

本県の畜産業への新規就農者は、令和元年度から令和6年度の間に14名と同時期の廃業農家数を大きく下回る状況が続いているが、酪農主産地である南予地域では、第3者による酪農経営の継承事例が増加しており、担い手確保対策の重要な手段の一つとなっている。事例では、農業法人経営やヘルパー組合で酪農に従事していた者が、地域で廃業する後継者のいない酪農家の経営を第3者継承している。これらの事例は地域JA等の関係機関による日頃からの関連情報の密な共有により実現したことであり、第3者継承は、畜産農家の担い手確保のみならず、地域の空き畜舎の有効活用や、関連する組織間の横のつながりの強化、また、継承する農家自身の初期投資の負担軽減等、様々な面でメリットがある。

県では、このように継承した畜舎のほか、既存畜舎等の修繕に活用できる県単事業を措置しており、個人の畜舎以外にも地域の公共的役割を担う堆肥センターの補改修による長寿命化の支援にも利用できるように、地域畜産の持続的な経営の一助となるよう有効な事業活用を推進していく。

また、担い手の確保対策が重要なのは、ヘルパー組合、コントラクター等の外部支援組織も同様である。特にコントラクターは、本県酪農主産地において、大部分の農家が飼料作物収穫作業を委託しており、地域にとって、もはやなくてはならない存在となっている。コントラクターでは、そのオペレーターを畜産農家が兼務しているという実態もあることから、地域内の畜産関連従事者は絶対数が減少傾向であることは、これら組織の担い手育成も待ったなしの状況であると言える。畜産関連従事者を増加させることが、地域の畜産業の底上げに必須であり、これには、行政を含む関係機関や生産者が一丸となり、一つの大きな目標を共有することが重要である。持続的な畜産経営体制の確立とそれを支える外部支援組織の安定的な運営、双方が互いに協力体制を築き、強固な関係性の下での良好な経営を推進する。